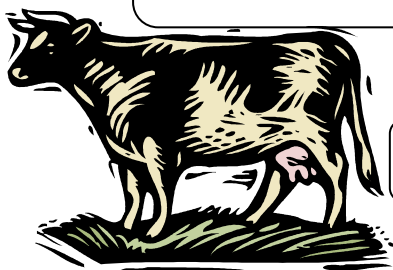


【耕種農家の皆様】

◇原子力発電所事故後に本県を含む 17 都県^{※1}で生産した堆肥を農地土壤に施用しないよう自粛をお願いいたします。

○ 施用を自粛する「堆肥」

①家畜^{※2}の排せつ物
(敷料を含む)



②樹皮(バーク)、落ち葉、雑草など植物性の堆肥原料^{※3}



①や②を原料にした堆肥^{※4}

上記3つ「家畜の排せつ物」、「植物性の堆肥原料」、「野外に放置されていた家畜排せつ物と植物性の堆肥原料を原料とする堆肥」すべてが対象です。

※1 本県を含む 17 都県とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県です。

※2 豚・家きんを除きます。

※3 植物性の堆肥原料は、事故前に収集されたものであっても事故後に包装されることなく圃場等の屋外に放置されていたものは対象になります。

※4 事故前に生産されたものであっても、事故後に包装されることなくほ場等の野外に放置されていたものも対象になります。

○なぜ？

農地土壤に放射性セシウムを含む堆肥の施用拡大を防止することで、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するためです。

○いつまで？

農林水産省が堆肥中の放射性セシウムの基準を策定するまでです。

○堆肥センターへの運搬は？

畜産農家等から堆肥センターへの家畜排泄物の運搬は行っても差し支えありません。

※現在、農林水産省に対し、「堆肥中の放射性セシウムの基準」及び「自粛解除の方法」について、早急に決定し通知することを強く要望しています。

<問い合わせ先>

岩手県農林水産部農業普及技術課 技術環境担当 下斗米・小田島

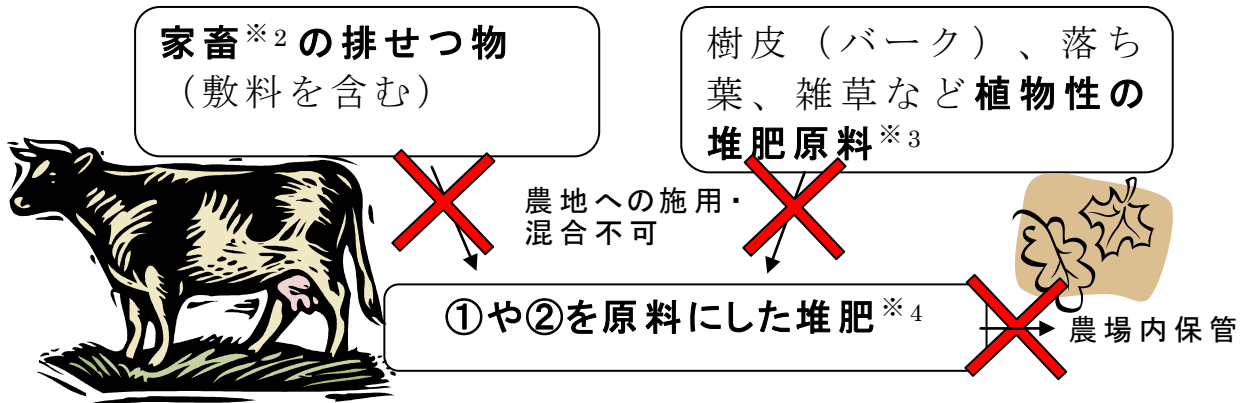
Tel 019-629-5654 / Fax 019-629-5664

(別紙 2)

【家畜ふん尿及び植物性の堆肥原料供給者の皆様】

◇原子力発電所事故後に本県を含む 17 都県^{※1} で生産した堆肥を有償・無償にかかわらず譲渡しないよう自粛をお願いいたします。

○生産・流通の自粛が必要な「堆肥」



上記3つ「家畜の排せつ物」、「植物性の堆肥原料」、「野外に放置されていた家畜排せつ物と植物性の堆肥原料を原料とする堆肥」すべてが対象です。

- ※1 本県を含む 17 都県とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県です。
- ※2 豚・家きんを除きます。
- ※3 植物性の堆肥原料は、事故前に収集されたものであっても事故後に包装されることなく圃場等の屋外に放置されていたものは対象になります。
- ※4 事故前に生産されたものであっても、事故後に包装されることなくほ場等の野外に放置されていたものも対象になります。

○なぜ？

農地土壌に放射性セシウムの施用拡大を防止することで、食品衛生学上問題のない農産物の生産を確保するためです。

○いつまで？

農林水産省が堆肥中の放射性セシウムの基準を策定するまでです。

○堆肥センターへの運搬は？

畜産農家等から堆肥センターへの家畜排泄物の運搬は行っても差し支えありません。

なお、本措置により家畜ふん尿、植物性堆肥原料が滞留する場合には、適切に管理をお願いいたします。

※現在、農林水産省に対し、「堆肥中の放射性セシウムの基準」及び「自粛解除の方法」について、早急に決定し通知することを強く要望しています。

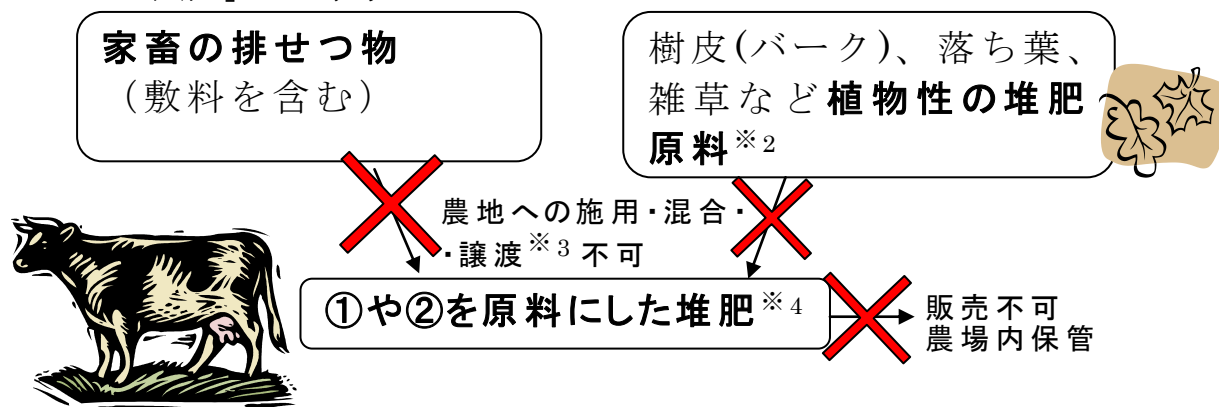
< 問い合わせ先 >

岩手県農林水産部農業普及技術課 技術環境担当 下斗米・小田島
Tel 019-629-5654 / Fax 019-629-5664

【畜産(豚・家きんを除く)農家の皆様】

◇原子力発電所事故後に本県を含む 17 都県^{※1} で生産した家畜排せつ物及び堆肥は、施用・生産・流通しないよう自粛をお願いいたします。

○「堆肥」の対象



上記 3 つ「家畜の排せつ物」、「植物性の堆肥原料」、「野外に放置されていた家畜排せつ物と植物性の堆肥原料を原料とする堆肥」すべてが対象です。

- ※1 本県を含む 17 都県とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県です。
- ※2 植物性の堆肥原料は、事故前に収集されたものであっても事故後に包装されることなく圃場等の屋外に放置されていたものは対象になります。
- ※3 譲渡は、有償・無償にかかわらずありません。
- ※4 事故前に生産されたものであっても、事故後に包装されることなくほ場等の野外に放置されていたものも対象になります。

○なぜ？

農地土壌に放射性セシウムの施用拡大を防止することで、食品衛生学上問題のない農産物の生産を確保するためです。

○いつまで？

農林水産省が堆肥中の放射性セシウムの基準を策定するまでです。

○堆肥センターへの運搬は？

畜産農家等から堆肥センターへの家畜排泄物の運搬は行っても差し支えありません。

なお、本措置により家畜ふん尿、植物性堆肥原料が滞留する場合には、適切に管理をお願いいたします。

※現在、農林水産省に対し、「堆肥中の放射性セシウムの基準」及び「自粛解除の方法」について、早急に決定し通知することを強く要望しています。

せ

<問い合わせ先>
岩手県農林水産部農業普及技術課 技術環境担当 下斗米・小田島
Tel 019-629-5654 / Fax 019-629-5664